

住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価書の概要

表紙 保護の宣言	
◎記載の視点 I～VIの記載の結果、評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える恐れのあるリスクを認識し、想定されるリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言	
I 基本情報	
◎記載の視点 評価対象の事務の全体像を把握するために、評価対象となる事務の内容及び当該事務の流れについて具体的に記載	
主な記載項目	概要
事務の名称(内容)	住民基本台帳に関する事務
システムの名称	(1)住民記録システム (2)住民基本台帳ネットワークシステム (3)統合基盤システム (4)中間サーバ (5)申請管理システム
取扱うファイル名	(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル
ファイルを取扱う理由	(1)住民基本台帳ファイル 住民基本台帳法に基づく住民情報を住民基本台帳ファイルにて管理し、住民票の写しの発行等を行う。 (2)本人確認情報ファイル 住民基本台帳法に基づき、住民基本台帳ネットワークシステムと連携し、本人確認情報等の送受信および住民票の広域交付等を行う。 (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書にて対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書等の送付は、機構に委任することとされており、市町村より、個人番号通知書等の送付先情報を提供する。
情報提供ネットワークシステムとの接続	接続する
利用上の根拠法令	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第7条(指定及び通知)、第16条(本人確認の措置)、第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) 第5条(住民基本台帳の備付け)、第6条(住民基本台帳の作成)、第7条(住民票の記載事項)、第8条(住民票の記載等)、第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)、第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)、第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)、第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)、第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)、第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)、第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
担当部署	大阪市民民局総務部住民情報担当(住民情報グループ)
II 特定個人情報ファイルの概要	
◎記載の視点 評価対象の事務において取扱う特定個人情報ファイルの内容と、その取扱いプロセスについて具体的に記載	
主な記載項目	概要
ファイルの内容	個人番号、基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報
取扱いのプロセス	
特定個人情報の入手	・本人又は本人の代理人 ・評価実施機関内の他部署 ・地方公共団体・地方独立行政法人 ・行政機関・独立行政法人
特定個人情報の使用	住基法で住民票の記載事項(第7条)と定められているため
ファイル取扱いの委託	・システムの保守・運用業務について委託 ・窓口業務等委託業務
特定個人情報の提供・移転	番号法の規定に基づき、特定個人情報ファイルについて提供及び移転を実施 (提供 : 60件 移転 : 38件)
特定個人情報の保管・消去	・特定個人情報は施錠管理、入退出管理を行っている部屋に、法令で定められた期間保存 ・保存期間の経過した情報はシステムより消去

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	
◎記載の視点 評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について、IIの記載を踏まえ、評価書に例示されている各リスクに法令上、システム上及び運用上どのように対応しているかを具体的に確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを評価	
主な記載項目	概要
特定個人情報の入手 (目的外の入手、不適切な方法の入手、不正確な情報の入手、入手の際の情報漏えい・紛失等のリスク)	・情報の入手は住民基本台帳ネットワークシステム及び本人から行うことを原則とし、個人番号カードや運転免許証、住民基本台帳ネットワークシステムによる本人確認を行い、個人情報の正確性を確保する ・情報セキュリティポリシーの周知を職員に行い、情報漏えい等への対策を実施
特定個人情報の使用 (目的を越えた紐付け、権限のない者の不正使用、事務外の使用、情報の不正な複製等のリスク)	・システムを取扱う職員毎にIDとパスワードを付与し、適切な管理を行うと共に、端末操作ログの記録を行い不正な使用を抑止する
ファイル取扱いの委託 (不正な入手、不正な使用、不正な提供、不正な保管・消去等のリスク)	・契約書等に個人情報取扱いの措置について規定 ・委託先が個人情報を取扱う場合は、特定の作業場所で行うこととしている ・個人情報の外部への持ち出しを禁止している
特定個人情報の提供・移転 (不正な提供、不適切な方法の提供、誤った情報の提供等のリスク)	・番号法に基づき認められる情報のみしか提供・移転ができない仕組みとなっている ・番号法に基づき認められる提供・移転先のみにしき情報連携できない仕組みとなっている
情報提供ネットワークシステムとの接続 (目的外の入手、安全でない方法による入手、情報が不正確、情報の漏えい・紛失・不正な提供・不適切な方法での提供、誤った提供等のリスク)	・番号法に基づき認められる情報のみの提供しか行われない仕組みとなっている ・高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することで安全性を確保している
特定個人情報の保管・消去 (情報の漏えい等、古い情報のまま更新されない、情報が消去されない等のリスク)	・保管場所の入退出管理等の物理的対策及びOSのセキュリティパッチの適用等の技術的対策を実施 ・データについては、保存期間の経過後システムにてデータベースより削除する
IV その他リスク対策	
◎記載の視点 I、IIの記載内容が正確かどうか、及びIIIにおいて記載したリスク対策が実際に行われているかどうかについての確認方法及び、事務従事者への教育内容について具体的に記載	
主な記載項目	概要
自己点検・監査	事務が評価書の記載内容のとおり運用され、かつ、リスク対策が実際に行われているかどうか、自己点検及び内部監査により確認する。
従事者への教育・啓発	・セキュリティ実施手順を定めており、職員に対して研修・啓発を行っている ・委託業者に対しては、契約書等で必要な事項を定めている
V 開示請求、問い合わせ先	
◎記載の視点 特定個人情報の開示等の請求を行う場合の請求先等について具体的に記載	
主な記載項目	概要
開示・訂正・利用停止請求、問い合わせ先	〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)
VI 評価実施手続き	
◎記載の視点 評価手続について具体的に記載	
主な記載項目	概要
しきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付け
住民の意見聴取	パブリックコメント制度により実施